（様式第１－３号）

**誓　約　書**

大 阪 市 長　様

私（当団体）は、大阪市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

1. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員、大阪市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者である。
2. 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3. 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4. 代表者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
5. 代表者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
6. （事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記２～５のいずれかに該当する者がいる。

・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

・事実上事業者の経営に参加していると認められる者

1. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。
2. 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者である。

　　　　年　　月　　日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

※補助事業を２者以上の事業者が共同で実施する場合には、各事業者ごとに本書面を作成し、代表者がまとめて提出すること。

（様式第４号）

年　月　日

大阪市長　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

新たな脱炭素技術実証・事業化支援

事業補助金交付申請取下書

　　年　月　日付け大阪市指令　　第　　　　号をもって交付決定のあった事業に係る補助金については、新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、補助金交付申請を取下げいたします。

記

１　補助事業の名称

２　補助金交付予定額

３　取下理由